

令和2年（行ウ）第16号住民訴訟事件

原告 小林美知ほか

被告 町田市長

令和4年11月22日

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 千 葉 恒 久

同 針 ヶ 谷 健 志

東京地方裁判所民事第2部Bc係 御中

## 原告準備書面（19）

### 【自由民主党】

本書面では、補助参加人自由民主党（以下「自民党」という）の準備書面（3）及び同（4）における通信費（電話代）に関する主張について反論をおこなう。

#### 目次

【通信費（電話代）について】 .....	2
1 多くの議員に共通する事項 .....	2
(1) 領収書の欠如について .....	2
(2) 運用指針における上限規定について .....	3
(3) 自宅の固定電話等の通信料金の計上が認められないこと .....	5
(4) 携帯電話の通話料金のうち合理的な関連性を認められる範囲 .....	5
(5) 携帯端末の機材代の計上が認められないこと .....	6
(6) 一括請求について .....	7
2 各議員の支出について（平成27年度以降） .....	8
(1) 若林議員（平成27、28年度） .....	8

(2) 藤田議員（平成27～29年度） .....	8
(3) 市川議員（平成27～28年度） .....	8
(4) 渡辺議員（平成27～29年度） .....	8
(5) 三遊亭らん丈議員（平成27、29年度） .....	9
(6) 長村議員（平成27、28年度） .....	9
(7) 佐藤伸一郎議員（平成27、29年度） .....	10
(8) 石川議員（平成29年度） .....	10
(9) 松岡議員（平成27～29年度） .....	10
(10) 木目田議員（平成27～29年度） .....	12
(11) 岩瀬議員（平成27～29年度） .....	12

## 【通信費（電話代）について】

### 1 多くの議員に共通する事項

各議員の支出について論じる前に、多くの議員に共通する事項について述べる。

#### (1) 領収書の欠如について

平成26年度の通信費については、「支払証明書」（甲8-4、198～205）が提出されているだけである。

この点について自民党は、「資料が散逸しており明細を明らかにすることができない」、「電話代については会派が作成する支払い証明書に基づいて請求する扱いがなされており、議会事務局からもその方法で了承を受けていた」などの主張をおこなっている（自民党準備書面（4）3頁）。

しかしながら、政務調査費公布条例（甲1）の施行規則10条では、条例7条1項が定める領収書に代えて会派代表者の「支出証明書」を提出することが許される場合を「領収書等を徴することが困難なもの」に限定している。電話代などの通信費については、通信費の明細書が通信会社から発行されるのが通例であり、「領収書を徴することが困難なもの」と認め得る事情は全く存在しない。

また、「議会事務局が容認していた」との主張も、支払証明書をもって領収書の添付に代えることを正当化するものではない。他の会派（例えば市民クラブ）

は、通信会社が発行した請求書や支払関係を示す資料を不十分ながらも一応、添付している。

自民党は、「翌年以降の利用実態から推測した内訳」を主張しているが、新聞代のように毎月固定の費用であればともかく、携帯代などの通信費は月々変動する費用であるし、さまざまな支出項目の合計額からなるものであるから、内訳が特定されなければ意味がない。極めて漠然とした「推測」によって、実在したのかどうかさえ不明の「支出」を正当化することは困難である。自民党は「15,000円を超えていたため上限額を請求(した)」との主張もおこなっているが、「超えていた」ことを示す資料等は一切存在しない。

自民党が本件訴訟でおこなっている「言い訳」は、条例・規則から明らかに逸脱し、市民の常識からもかけはなれた、ありえない主張と言うほかない。

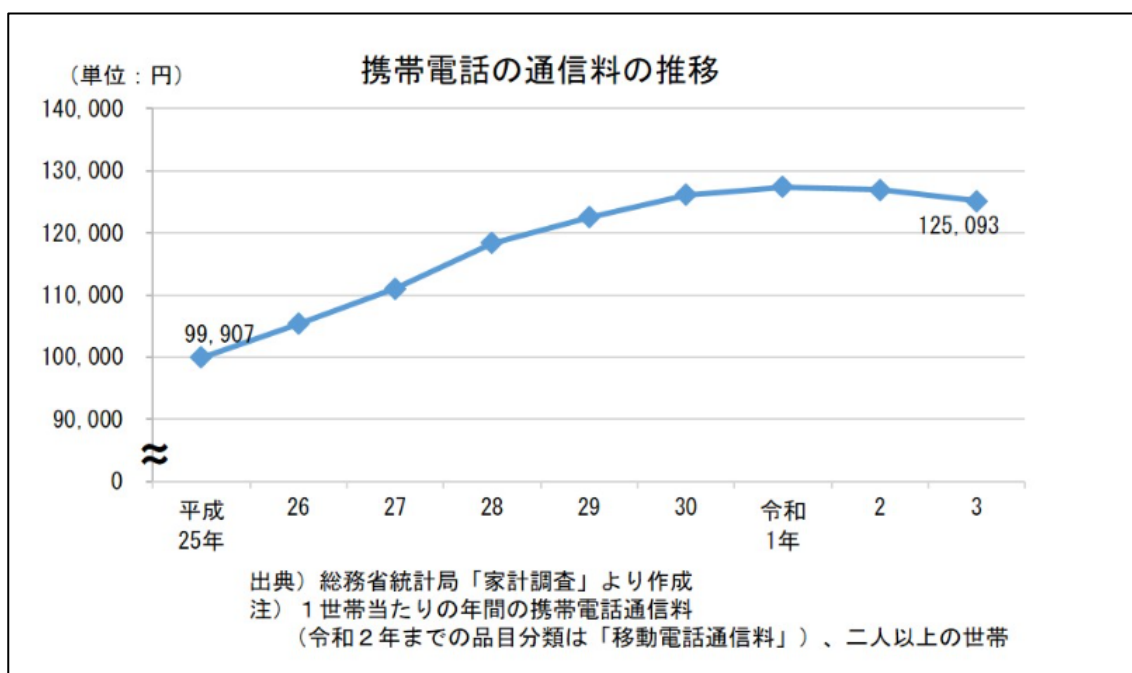
## (2) 運用指針における上限規定について

運用指針における通信費の上限規定は、政務調査・政務活動とは言えない通信費を計上することを何ら正当化するものではないことについては、すでに従前の原告準備書面で述べたとおりである。

この点について自民党は、「上限の範囲内での支出であれば、政務活動以外を目的とした通信費の支出は排除されており、政務活動に要した費用の実費であるといえる」などと主張している（自民党準備書面（3）4頁）。

しかしながら、そもそも、「毎月15,000円」（平成27年度まで）、「年額24万円」（同28年度以降）という上限がいかなる根拠に基づいて設定されたのが全く明らかでない。それなのに、「政務活動以外を目的とした通信費の支出が排除されている」と言えるはずはない。

そのうえ、上記の上限額は平均的な家庭の通信費を大幅に上回る、非常に高額なものになっている。以下は、総務省統計局が毎年実施している家計調査において示されている世帯あたりの携帯電話代の平均額（年間）である。



二人以上の世帯における携帯電話通信料（年間・円）の推移（総務省統計局<sup>1</sup>）

これを見ると、平成26～29年の間は世帯支出額が概ね10～12万円（月額1万円弱）であったことがわかる。こうした平均支出額と比較しても、運用指針における上限額は極めて高額であると言える。このことは、「固定電話通信料」を加えても変わらない。すなわち、以下の表のとおり、世帯あたりの通信料支出額の平均は固定電話と携帯電話の合計でも年額14万円台にとどまっている。

(円)	平成27	平成28	平成29
固定電話通信料	29,980	27,097	24,378
移動電話通信料	111,013	118,398	122,496
合計	140,993	145,495	146,874

総務省統計局の家計調査における固定電話・移動電話通信料の推移<sup>2</sup>（年額・円）

<sup>1</sup> <https://www.stat.go.jp/teacher/family-budget.html>

<sup>2</sup> 総務省統計局のサイトで統計をダウンロードできる。品目分類、年、全品目（2015年改定）より。<https://www.stat.go.jp/data/kakei/longtime/index.html>

携帯電話代には「使い放題プラン」などによって上限が設定されており、頻繁に通信を行っている者はこうした契約をしているのが通常であるから、携帯電話をたとえ多用したとしてもそれによって支出額が大きく増加することはない。そのことを考慮すると、運用指針における上限額が「政務調査・政務活動以外の目的での通信費の支出を排除するもの」とは言えないことは明確である。

電話などの通信手段がさまざまな用途に使用されていることからすれば、政務調査・政務活動費の計上を支出額の一定割合にとどめる（按分方式）ことや上限を設ける（上限方式）ことには一定の合理性があると言える。しかしながら、運用指針が定める年額「18万円」あるいは「24万円」という上限の設定をもって、計上の範囲を合理的に定めるものとは言えないことは明らかである。むしろ、かかる上限は、議員がさまざまな目的で用いる通信費を私用分も含めほぼすべてカバーできるように設定されたものと言える。

### **(3) 自宅の固定電話等の通信料金の計上が認められないこと**

繰り返し述べるように、議員の仕事は多岐にわたっている。政務調査・政務活動だけでなく、政治的な活動にも電話などの通信手段を日常的に使っているし、私的な目的に使うことも多々あると推測される。そのうえ、自宅での固定電話やインターネット通信は、議員以外の家族が使用することも予定されていると言える。自宅の固定電話は政務調査・政務活動のために必要になったものでもなく、一般的な家庭であれば通常設置されているものである。各議員は自宅を政治団体である後援会の事務所として登録しており（甲182）、自宅での固定電話などの通信は政治活動にも用いられていると言える。

そうした固定電話の使用料金を、「会派がおこなう調査研究のために必要な経費」と認めることは明らかに困難である。自宅の固定電話を政務調査・政務活動のために使うことがたとえあったとしても、それによって自宅の固定電話の料金に転化する、というのはあり得ない。

### **(4) 携帯電話の通話料金のうち合理的な関連性を認められる範囲**

議員各自が所持・使用している携帯電話も、議員としてのさまざまな用途で使用され、私的な目的でも使用することが多々ある。こうした状況に鑑みれば、

携帯電話の通話料金のうち政務調査・政務活動との間に合理的な関連性を見出せるのは、支出額の4分の1にとどまると言うべきである。

#### (5) 携帯端末の機材代の計上が認められないこと

自民党は、平成26、27年度については携帯電話の端末機材代を「通信運搬費」として計上することが許されていなかったことを認めているものの、平成28年度以降については、運用指針の改定(乙34)で「支出できるものとされた」との主張をおこなう(自民党準備書面(3)6頁)。自民党は、同指針に「携帯電話の購入及び通信にかかる費用のうち、2台目以降に要する経費」が「政務活動費として支出できない経費」として明記されたことをその「根拠」としている。

しかしながら、この解釈は明らかに失当である。すなわち、支出の範囲を画する使途基準には何の変更もないのに、運用指針の変更によって許容される支出の範囲が変更されるという解釈はそもそも成り立たない。仮にその点を措くとしても、支出の範囲の変更が許容されるためには合理的な理由がなければならぬはずであるが、政務調査費の運用指針(平成27年度まで)において明確に禁止されていた「携帯電話の購入費」(事務費の留意事項(6))を許容することを合理化するような理由は何一つとして示されていない。自民党が根拠としようとしている上述の「支出できない経費」についての定めは、2台目以降の携帯電話に要する経費に関するものであって、1台目の携帯電話についての支出の許容範囲を定めたものではない。もし、自民党の主張のような趣旨で運用指針を「変更」したのであれば、運用指針の留意事項として「1台目の携帯電話の購入費の支出は許容される」と規定したはずであるが、そのような記述はどこにも存在しない。

携帯電話を使って通信をおこなう以上、端末を所有することが不可欠であるが、端末は議員の任期にかかわらず使用し続けることが前提であるうえ、携帯電話はさまざまな目的のために用いられるものである。こうした機材の購入は「政務調査・政務活動のために購入が必要になったもの」ではない。携帯電話の端末は、個人に帰属するという性格が強く、会派における管理にも適さない。携帯電話の端末は3万円以上することがほとんどであるが、自民党だけで

なく他の会派においても、それを会派の「備品」として管理している実態も全く認められない（3万円以上の備品については「備品管理票」を作成して会派が管理することを運用指針は予定している）。

以上のように、平成28年度以降、1台目の携帯電話については端末の購入費の支出が「許されるようになった」という自民党の主張は明らかに失当である。運用指針の文言のわかりにくい変更によって、携帯電話の端末代の支出まで認められたことにすることを意図していたとすれば、そうした方法を取ってまで支出範囲を「拡大」しようとしたこと自体、強く批判されなければならない。

#### (6) 一括請求について

自民党は、家族など議員以外の者による利用料金を「含んでいない」とする根拠として、料金証明書に「一つの番号の記載しかない」という主張を繰り返しておこなっている。

自民党でそこで依拠しているのは、「一括請求回線単位でのご利用料金」として記載されているものであるが、この主張は「一括請求回線」という言葉を「一つの回線」と誤解していることに基づくものである。すなわち、NTTドコモのサイト（甲183）では、一括請求サービスが以下のように説明されている。

「一括請求サービスとは

- ・ 複数回線の請求金額を合計し、1つの請求書などにまとめて請求いたします。
- ・ 電話番号ごとの請求内訳を記載するため、使用状況の管理が行いやすくなります。」

つまり、一括請求回線とは複数の回線の利用料金を一つの回線にまとめて請求するためのものであり、複数の回線を利用していることがそもそも前提になっているのである。その際に代表として記載されるのが「一括請求回線」に他ならない。NTTドコモでは、こうした一括請求サービスを、同一名義だけでなく家族（3親等内）名義の回線でもおこなっている（甲183）。

以上のとおり、料金証明書に「一括請求回線」として一つの携帯電話番号が記載されていることは家族の利用を何ら排除するものではない。むしろ、こうした一括請求サービスを利用しているという事実からは、複数の携帯電話の利

用料金を合算したものであることの証左と言える。

## 2 各議員の支出について（平成27年度以降）

平成26年度の支出について、領収書などの資料が全く欠けており、政務調査・政務活動費として計上する根拠が全く認められないことは上述したが、同27年度以降の支出についても、以下のとおり、政務調査・政務活動費とは認められないものが多々含まれている。

### (1) 若林議員（平成27、28年度）

平成27年以降については、NTTドコモの利用料金証明書が添付されているが、同書からはNTTドコモに対して支払った毎月の通信費の合計額しかわからない。毎月、NTTドコモからは明細書が届いているはずであるが、明細書は一切提出されていない。

自民党は「家族の利用分を含まない」と主張しているが、一括請求サービスを利用していることからして複数の回線の利用料金であることは明確である。毎月の支払額も8000円～12,000円とかなりの高額であり、家族の利用料金が含まれることを合理的に推測させる。機器の分割代が含まれている可能性もある。

### (2) 藤田議員（平成27～29年度）

藤田議員についても(1)と同様の指摘が当てはまる。

### (3) 市川議員（平成27～28年度）

市川議員についても(1)と同様の指摘が当てはまる。

### (4) 渡辺議員（平成27～29年度）

渡辺議員についても(1)と基本的に同じであるが、同議員の場合、毎月の利用料がかなり変動している。なかでも平成27年5月分と同29年3月分の支出は突出しており、通常の通信費以外の支出が混入していることを伺わせる。



#### (5) 三遊亭らん丈議員（平成27、29年度）

三遊亭らん丈（小野寺明）議員の電話代の利用料金証明書は2種類、存在する。

ひとつは、「町田市森野5丁目26-8」を宛先とする「ドコモ」の利用料金である。一括請求サービスを利用しており、複数の携帯電話の料金であるが、内訳は不明である。平成27、29年度のものがある。自民党は、この料金には「家族の利用料金を含まない」とするが、一括請求サービスを利用していることから複数回線の料金であると認められるほか、同所は同議員以外の者が居住する住居でもある（甲184）（同議員の実家ではないかと推測される）。また、同議員は、「町田市森野5丁目26-8」を同議員の政治団体（三遊亭らん丈政治後援会）の事務所住所として届け出ており（甲182）、かつては家の前には「三遊亭らん丈事務所」という看板が掲げられていた。

もうひとつは、「町田市森野1丁目1-21-504号レーベン町田 FRONT TERRACE」を宛先とする「東日本」の利用料金で、こちらは平成27年度のものだけである。料金証明書に記載されている「042-・・・」という電話番号からしてNTT東日本の固定電話の料金と推測される。

以上のように、同議員の電話料金には自宅の固定電話の料金が含まれること、複数の携帯電話の料金が含まれることが明らかである。

#### (6) 長村議員（平成27、28年度）

長村議員の電話料金は、ドコモとキャノンマーケティングジャパン社の「アクセス（Bフレッツファミリー対応）」の合計額である。

前者は携帯電話の料金と思われるが、毎月の請求額は12,000円を超過しており、機材代などを含むことが強く推測される。それだけでなく、毎月の請求のなかには、平成29年2月、3月のように、3万円近い金額のものも混じっている。携帯電話の通話料金と機種料金分割払いだけではこのような高額にはなり得ず、通信費以外の請求が含まれているも考えられる。

また、後者のキャノンマーケティングジャパン社の請求は、毎月2160円という固定のものであるが、「Bフレッツファミリー」という名称から、一般家庭向けのインターネット通信サービスの利用料と推測される。これは自宅で家

族が共用することを予定したものと言える。

以上のように、長村議員の通信料金には、携帯電話の通話料以外のもの、家族で利用するためのものが含まれていることが明確である。

#### (7) 佐藤伸一郎議員（平成27、29年度）

佐藤伸一郎議員の電話料金は、NTT ドコモに対する支払いであるが、領収書綴りには明細書を除いた部分しか添付されていないため、内訳が全く不明である。機種代の分割払いの料金などを含む可能性がある。

#### (8) 石川議員（平成29年度）

石川議員の電話料金は、自宅の固定電話の料金である。

自民党は、自宅においても「市民から市政に関する連絡を受けるなどして政務活動で使用するものである」との主張をおこなう（自民党準備書面（3）6頁）。しかし、自宅の固定電話の料金を政務調査費・政務活動費に計上することが認められないことについては上述したとおりである。石川議員も自宅を自身の政治団体（石川好忠後援会）の事務所として届け出ており（甲182）、自宅の固定電話を政治活動のためにも利用している。

以上のように、政務調査・政務活動との間に合理的な関連性を認めることは困難である。

#### (9) 松岡議員（平成27～29年度）

松岡議員の電話料金は、固定電話代と携帯電話代からなっている。

このうち、固定電話の料金について、自民党は「固定電話を2回線契約し、一つは政務活動専用とし（ていた）」との主張をおこなっている。自民党によれば、「政務活動専用の固定電話」の番号は「・・・－3280」である、という。

確かに、松岡議員のチラシには、連絡先の電話番号として上記の番号が記載されている（甲9－3、354頁）。しかし、同議員は平成26年の市会議員選挙を前に、選挙活動の拠点となる「後援会事務所」を開設した（甲185－1）が、この選挙活動の拠点となる後援会事務所の電話番号もまた、上記の「・・・－3280」であった。同議員が平成30年の市議会議員選挙を前にして開設

した後援会事務所も上記の電話番号を使っていた（甲185-2）。

同議員のチラシには、「サポーター募集中！」などと書かれている（甲9-3、367頁、同378頁、甲11-3、438頁など）。甲185-1（2枚目）のチラシには、

「松岡みゆきに賛同して、一緒に活動して下さるボランティアの方を募集しております（ポスティング、街頭駅でのチラシ配布など）。表紙に連絡先がございますので、  
お気軽にお声をおかけください。TEL：042-794-3280」

という文章ものっているが、同議員が「サポーター」に求めているのは自民党のチラシ配りやポスター張りであることはこのチラシに載っている写真からわかる。すなわち、甲185-1には、後援会事務所を開設した旨のお知らせとともに、「ポスターを貼っていただけませんか？」という同議員の「お願い」が写真入りで載っているが、その写真には自民党の衆議院議員の演説会のポスターが写っている（甲185-1、2枚目）。つまり、同議員がサポーターに求めているのは、こうした政党の活動の一端を担うボランティアなのであって、こうしたボランティア活動の連絡先としても上記の電話番号が使われているのである。

以上要するに、上記の「・・・-3280」という電話番号は、「政務活動専用」でも何でもなく、松岡議員がおこなう後援会活動、選挙活動、政治活動において利用されている番号なのである。

なお、もう一つの固定電話の番号に関し、自民党は丙C4号証を提出したが、料金の内訳を示す資料は一切添付・提出されておらず、使用場所も不明である。通話料金だけからなるのか否かも明らかではない。

自民党は、平成26年度の電話料金について、「金額の内訳については、資料が散逸しており明細を明らかにすることができない」としている（自民党準備書面（4）3頁）が、同年度の資料である丙C4号証は所持していることからすると、「散逸」以外の理由で明細書を提出できないものと思われる。

松岡議員は、携帯電話代についても、内訳を示す資料を一切提出していない。毎月の支払額は高額であり、常に8000円以上となっているほか、平成27年8月、同年9月、平成29年9月分のように14,000～16,000円に達しているものも混ざっている。通話料金だけでこのような高額になるとは

考えられず、端末機材の料金をはじめ、通信費以外の代金が含まれていると推測される。

#### (10) 木目田議員（平成27～29年度）

木目田議員の電話料金は、固定電話料金、携帯電話料金、Wifi 料金からなる。木目田議員については内訳書も添付されているが、同議員の支出内容にも問題がある。

自民党は、固定電話料金は「042-796-7771」の料金とされ、「自宅の固定電話とは別に契約している・・・政務活動専用で使用している」と主張している。確かに、同議員の固定電話の支出明細書を見ると、2つの固定電話の番号を使用する「i ナンバー（2回線）」という契約（甲186）になっていることがわかる（同議員の固定電話の明細書はほとんど添付されていないが、甲11-4（512頁）には明細書が添付されており、そこには「i ナンバー（2回線）」という契約をしていることが記載されている）。同議員が2つの固定電話の番号を使っていることは事実であるものの、どちらの番号の料金も政務調査費・政務活動費に計上しているのである。

また、携帯電話の料金には端末機材の分割代が含まれている。平成27年度まではこれを除外した金額を計上していたが、平成28年度以降は機材の分割代を含んだ金額が計上されている。平成29年12月には新たな端末を購入し、「機種変更料」として3000円を支出しているが、これも政務活動費に計上している（甲11-4、542頁）。しかし、端末機材の購入費の計上が平成28年度以降も許されないことは上述したとおりである。

Wifi 料金についても契約の内容は明確にされていない。木目田議員以外の家族の使用もあり得るし、政務調査以外の目的でも使われることが予定されていることは携帯電話の場合と同様である。

#### (11) 岩瀬議員（平成27～29年度）

岩瀬議員の通信費の内容は年度によって大きく異なっている。

平成27年度は、固定電話料金ともう一つ、内容が全く不明の費用が計上されている。このうち固定電話料金は自宅の電話料金であることを自民党も認め

ている。自民党は「事務所兼自宅の固定電話である」としているが、自宅の固定電話の料金を政務調査・政務活動のための必要経費として認める余地がないことは上述したとおりである。岩瀬議員も自宅を自身の政治団体（岩瀬和子後援会）の事務所として届け出ている（甲182）。

同年度には、もうひとつの明細書の一部がコピーされ添付されているが、誰のどのような明細書であるのかさえ不明であり、およそ「領収書の添付」とは認められないものである。当然ながら、かかる費用を「会派のおこなう調査研究のために必要な通信費」と認める余地はない。

平成28年度は、わずかに4～7月分の自宅の固定電話の料金が計上されているだけである。これらについても「会派のおこなう調査研究のために必要な通信費」と認める余地はないことは上述したとおりである。

平成29年度は一転して携帯電話の利用料金だけが計上されている。しかしながら、各月の計上額のなかに含まれている携帯電話の端末と付属品の分割支払金については通信費として認められないし、他の料金についても、携帯電話を政務活動以外の目的にも多用することからすれば、「会派のおこなう調査研究のために必要な通信費」と認められるのは4分の1にとどまると言うべきである。

以上